

宿泊約款	
改定前	改定後
<p>適用範囲</p> <p>第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。</p> <p>2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。</p>	<p>適用範囲</p> <p>第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この宿泊約款（以下、「本約款」といいます。）の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。</p> <p>2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。</p>
<p>宿泊契約の成立等</p> <p>第3条</p> <p>宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。</p> <p>2 前項の規定により宿泊契約が成立したときには、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。</p> <p>3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。</p> <p>4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。</p>	<p>宿泊契約の成立等</p> <p>第3条 宿泊者は、本約款、並びに各利用規則に同意の上、宿泊されるものとします。</p> <p>2 宿泊者が未成年者であり当ホテルが必要であると認めた場合は、親権者その他の法定代理人の同意を得たうえで、同意書を提出し宿泊されるものとします。</p> <p>3 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。</p> <p>4 前項の規定により宿泊契約が成立したときには、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。</p> <p>5 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。</p> <p>第4項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。</p>
<p>申込金の支払いを要しないこととする特約</p> <p>第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。</p> <p>2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。</p>	<p>申込金の支払いを要しないこととする特約</p> <p>第4条 前条第4項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。</p> <p>2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第4項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。</p>
<p>宿泊契約締結の拒否</p> <p>第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。</p> <p>(1) 満室（員）により客室の余裕がないとき。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。</p> <p>(3) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</p> <p>(6) 宿泊しようとする者が、暴行、脅迫、恐喝等のほか、暴力的要求行為、その他威圧的な不当要求及び行為をしたとき。</p> <p>(8) 宿泊しようとする者が、喧騒な行為のほか、危険、不安等を感じさせるなど、宿泊又は利用する他のお客様に迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(9) 宿泊客に支払能力または意思がないと明らかに認められるとき。</p> <p>(10) かつて当ホテル、若しくは他ホテルにおいて、本条（5）（6）（7）（8）及び（9）のいずれかに該当する行為をしたことがあるとき。</p> <p>(11) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又はその関係者であるとき。</p> <p>(12) 宿泊しようとする者が、暴力団員が役員に就任、又は事業活動を支配している法人その他の団体の役員であるとき。</p> <p>(13) 宿泊しようとする者が、反社会的団体やその構成員等社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力であるとき。</p> <p>(14) 宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（兵庫県条例）</p> <p>(15) 宿泊客が当ホテルの定める利用規則に従わないとき。</p>	<p>宿泊契約締結の拒否</p> <p>第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。宿泊の申し込みが、本約款によらないとき。</p> <p>(1) 満室（員）により客室の余裕がないとき。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者が旅館業法（昭和23年法律第138号。その後の改正を含む。）第2条第6項に規定する特定感染症（以下「特定感染症」という。）の患者等（旅館業法第4条の2第1項第2号に規定される。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(4) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(5) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(6) 宿泊しようとする者が、カスタマーハラスメント行為（別表第2）をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(7) 宿泊しようとする者が、賭博その他の違法行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(8) 宿泊しようとする者が、喧騒な行為を行ったとき、また、危険、不安等を感じさせるなど、宿泊又は利用する他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(9) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</p> <p>ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>(10) 宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。（兵庫県旅館業法施行条例第10条）</p> <p>(11) 宿泊しようとする者が当ホテルの定める利用規則に従わないとき。</p>

<p>宿泊客の契約解除権</p> <p>第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。</p> <p>3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。</p>	<p>宿泊客の契約解除権</p> <p>第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第4項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第3に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。</p> <p>3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものと処理することがあります。</p>
---	--

<p>当ホテルの契約解除権</p> <p>第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。なお、本条による契約の解除により生じた損害については、当ホテルは一切責任を負いません。</p> <p>(1) 宿泊約款第5条のうち各号の一に該当するとき、あるいは該当することがホテル利用中に判明したとき。</p> <p>(2) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。</p> <p>2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。</p>	<p>当ホテルの契約解除権</p> <p>第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。なお、本条による契約の解除により生じた損害については、当ホテルは一切責任を負いません。</p> <p>(1) 宿泊客が、特定感染症の患者等であるとき。</p> <p>(2) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(3) 宿泊客が、宿泊に際し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 宿泊客が、宿泊に関し、カスタマーハラスメント行為（別表第2）をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) 宿泊客が、宿泊に関し、賭博その他の違法行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(6) 宿泊客が、喧騒な行為を行ったとき、また、危険、不安等を感じさせるなど、宿泊又は利用する他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(7) 宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。 イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力 ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>(8) 宿泊客が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。（兵庫県旅館業法施行条例第10条）</p> <p>(9) 未成年者の宿泊客が、親権者その他法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽ったこと、あるいは年齢を成年と偽ったことが判明したとき。</p> <p>(10) 宿泊客が当ホテルの定める利用規則に従わないとき。</p> <p>2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。</p>
--	--

<p>宿泊の登録</p> <p>第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業</p> <p>(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日</p> <p>(3) 出発日及び出発予定時刻</p> <p>(4) その他、当ホテルが必要と認める事項</p> <p>2 日本国内に住所を有しない外国人にあってはパスポートを呈示いただきコピーをさせていただきます。</p> <p>3 3宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、電子マネー等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。</p>	<p>宿泊の登録</p> <p>第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先</p> <p>(2) 宿泊客が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号</p> <p>(3) その他、当ホテルが必要と認める事項</p> <p>2 宿泊客が第13条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、電子マネー等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、第1項の登録時にそれらを呈示して当ホテルでの支払いに利用できることの確認を受けていただく必要があります。</p>
---	---

<p>[新たに追加]</p>	<p>宿泊定員数</p> <p>第9条 客室タイプの宿泊定員数は最大4名です。（添い寝を除く） お子様の添い寝は、1ベッドに対して1名までとなり、13未満のお子様は添い寝の対象となります。</p>
----------------	---

<p>営業時間</p> <p>第11条 当ホテルのフロント等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。</p> <p>(1) フロント・キャッシャー等サービス時間 イ 門限 なし ロ フロント 24時間 ハ キャッシャー 24時間</p> <p>2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。</p>	<p>営業時間</p> <p>第12条 当ホテルのフロント等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、ホームページ、各所の掲示、客室内で御案内いたします。</p> <p>フロント・キャッシャー等サービス時間</p> <p>(1) 門限 なし (2) フロント 24時間 (3) キャッシャー 24時間</p> <p>2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。</p> <p>(1) ALL DAY DINING 「セリーナ」 朝食 平日 6:30～9:30／土日祝 6:30～10:00 ランチ 11:30～14:30 (L.O. 14:00) ディナー 17:30～21:00 (L.O. 20:30)</p> <p>(2) 中国料理 「桃李」 ランチ 11:30～14:30 (L.O. 14:00) ディナー 17:30～21:30 (L.O. 21:00)</p> <p>(3) 鉄板焼 「銀杏」 ランチ 11:30～14:30 (L.O. 14:00) ディナー 17:30～21:30 (L.O. 21:00)</p> <p>(4) ティーラウンジ 「ファウンテン」 9:00～20:00／ケーキ販売時間：10:30～20:00</p> <p>(5) パーラウンジ 「夜間飛行」 18:00～23:00 (L.O. 22:30) / 定休日 日曜日 (1/1は休業)</p>
---	---

<p>当ホテルの責任</p> <p>第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。</p> <p>2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております</p>	<p>当ホテルの責任</p> <p>第14条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。</p> <p>2 当ホテルは、万一の火災や事故等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。</p>
---	---

<p>寄託物等の取扱い</p> <p>第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。</p> <p>2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。</p>	<p>寄託物等の取扱い</p> <p>第16条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。</p> <p>2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。</p>
---	---

<p>[新たに追加]</p>	<p>宿泊約款・利用規則の変更</p> <p>第20条 当ホテルは次の各号の場合に、当ホテルの裁量により、本約款ならびに利用規則（以下、「約款等」と言います。）を変更することができます。利用者はこれを異議なく承諾するものとします。</p> <p>(1) 約款等の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。</p> <p>(2) 約款等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2 当ホテルは前項による約款等の変更にあたり、変更後の約款等の効力発生日の1か月前までに、約款等を変更する旨及び変更後の内容と、その効力発生日を当ホテルウェブサイトに掲示いたします。</p> <p>3 変更後の約款等の効力発生日以降に宿泊客が本サービスを利用したときは、宿泊客は、約款等の変更と同意したものとみなします。</p>
----------------	--

<p>[新たに追加]</p>	<p>免責事項</p> <p>第21条 当ホテル内からのインターネット接続サービスのご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。インターネット接続サービスのご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、インターネット接続サービスのご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。</p>
----------------	--

[新たに追加]

別表第2 カスタマーハラスメント行為（第5条第6項及び第7条第4項関係）
 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除きます。）又は粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除きます。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなる行為（以下に例示します。）を繰り返した場合に、当該行為をカスタマーハラスメント行為とします。

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害など）、精神的な攻撃（脅迫、暴言、中傷など）にあたる行為
- ・土下座の要求行為
- ・居座り、監禁等一定時間を超える拘束的行為（長時間の電話を含みます。）
- ・大声、暴言などで従業員を責める行為
- ・難癖をつけたキャンセル料の未払い、代金の返金要求、商品交換や金銭補償等の過剰要求行為（他の宿泊者と比較して、合理的な範囲を超えた過剰なサービスを要求し、宿泊料に不当な割引を要求する行為を繰り返す行為等の不当な要求を行う行為がこれに含まれます。）
- ・同じ質問の繰り返し、社会的相当性を欠く方法による謝罪の要求やクレーム等の責任追及行為
- ・運用ルールや制度上対応できないことへの過剰要求やクレーム行為
- ・SNSやマスコミへの暴露（従業員の氏名公開など）をほめかした脅迫行為
- ・特定の従業員へのつきまとい行為

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2日前	9日前	20日前
		泊	日	日	日	日	日
一般	14名まで	100%	80%	20%	-	-	-
団体	15名～49名まで	100%	80%	50%	20%	10%	-
	50名～99名まで	100%	100%	80%	50%	20%	10%
	100名以上	100%	100%	80%	50%	20%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
 3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。
 4. 但し、別途個別の違約金契約を結んだ場合は、その取り決めに優先します。

別表第3 違約金（第6条第2項関係）

		不泊	当日	前日	3日前	7日前	10日前	14日前	30日前	50日前
一般	9名まで	100%	80%	50%	30%	20%	10%	-	-	-
団体	10名～29名まで	100%	100%	100%	50%	30%	20%	10%	-	-
	30名～59名まで	100%	100%	100%	80%	50%	30%	20%	10%	-
	60名～99名まで	100%	100%	100%	100%	50%	30%	20%	10%	-
	100名以上	100%	100%	100%	100%	80%	50%	30%	20%	10%

備考 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
 3. 団体客（10名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊室数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる室数については、違約金はいただきません。
 4. ただし、別途個別の違約金契約を結んだ場合は、その取り決めに優先します。

利用規則	
改定前	改定後
当ホテルではすべてのお客様に、安全かつ快適にお過ごしいただきますように、宿泊約款第10条の定めにある通り、下記の規則をお守りくださいますようお願いいたします。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第7条により、ご宿泊契約及びこれに関連する契約を解除させていただきます場合がございます。	当ホテルではすべてのお客様に、安全かつ快適にお過ごしいただきますように、宿泊約款第11条の定めにある通り、下記の規則をお守りくださいますようお願いいたします。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第7条により、ご宿泊契約及びこれに関連する契約を解除させていただきます場合がございます。

5. おやめいただきたい事項 14 禁煙室では喫煙はなさらないでください。禁煙客室で喫煙をされた場合は、特別清掃代金及び販売停止となる期間の宿泊料金を請求いたします。	5. おやめいただきたい事項 14 禁煙室では喫煙はなさらないでください。禁煙室で喫煙をされた場合は、特別清掃代金及び販売停止となる期間の宿泊料金を請求いたします。
--	---

貸金庫使用規定	
改定前	改定後
10. 支配する国語	10. 支配する言語

預り品規定	
改定前	改定後
7. 支配する国語 本規定は日本語と英語で作成されますが、規程の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本文がすべての点について支配するものとします。	7. 支配する言語 本規定は日本語と英語で作成されますが、規定の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本文がすべての点について支配するものとします。